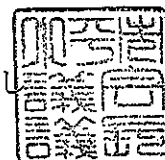




平議発第67号
令和4年9月22日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

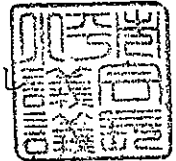
なお、所管部分の回答につきましては、令和4年10月7日までをお願いいたします。



平議発第68号
令和4年9月22日

小平市教育委員会
教育長 古川 正之 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、所管部分の回答につきましては、令和4年10月7日までをお願いいたします。

令和4年9月22日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会
会派代表者名 伊藤央
質問者名 伊藤央

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

新型コロナウイルスワクチンについて12歳未満の者に努力義務が適用されること及び5歳以上11歳以下の者に対する3回目接種の実施について

2 質問の理由及び趣旨

今般、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の一部改正により、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種を受ける努力義務が適用されることとなるとともに、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等の一部改正により、5歳以上11歳以下の者に対する新型コロナワクチンの3回目接種が実施されることとなった。

これに伴い令和4年9月6日に文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より市町村ほかに対して「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」という事務連絡がなされた。

幼児、児童、生徒の生命と健康を守るため、小平市の対応について問う。

- ① 上記令和4年9月6日の事務連絡（以下、事務連絡）には「当該者について努力義務が適用されることとなりましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることに変わりはないため、事実上の強制となることがないように、引き続き留意してください。」とあるが、このことをどのように市民に周知するか。
- ② 事務連絡には「生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。」「特に、16歳未満の幼児児童生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。」とある。市としてどのように対応するか。また、既に当該ワクチンを接種した5～11歳の市民に対し、注意喚起を行う必要があると考えるが、市はどのように対応するか。
- ③ 事務連絡には予防接種ストレス関連反応（ISRR）への対応として、「万一に備えた体制を整えておくことが必要であること。」とあるが、市としてどのような対応を行うか。

④ 事務連絡には「新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校等においては、

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

などを幼児児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

また、市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。」とある。幼児、児童、生徒や保護者に対する上記の周知や相談窓口設置についてどのように行うか。

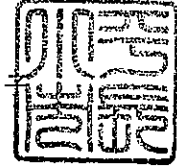
⑤ 「努力義務」となっても、対象者への接種券の一斉送付をせず、事前に申請を行った希望者に対し接種券を送付するという対応をとっている自治体もある。小平市においても幼児、児童、生徒への接種について保護者が自ら判断することを促し、同調圧力などを防ぐために同様の対応を行うべきではないか。



平健健収第213号
令和4年10月6日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

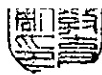
- 1 12歳未満の方に対し新型コロナワクチンの接種を受ける努力義務が適用されたことに関する留意事項についての市民への周知につきましては、市ホームページに小児接種の専用ページを設け、ワクチン接種は強制ではない旨のご案内を行っております。また接種券の同封チラシにおいて、ご本人や保護者に向けて、5歳から11歳までのワクチン接種の注意や、接種後の副反応の症状、相談先など、日頃から周知に努めております。
- 2 ワクチンの効果や副反応に関する説明などの丁寧な情報提供につきましては、第1点目で回答いたしましたとおり、市ホームページや接種券の同封チラシにおいて周知に努めております。またワクチンの全般的な相談窓口として、ワクチン専用コールセンターや本庁舎にワクチン専用窓口を設置し、ワクチン接種に関する相談等を受け付けております。

16歳未満のワクチン接種につきましては、予診票の保護者欄に署名をいただくとともに、接種時には、原則、保護者の同伴が必要となっております。

なお、既にワクチンを接種した方から問い合わせがあった際には、内容によって医療機関へご相談いただくことや、東京都の相談センターをご案内するなどの対応を行っております。
- 3 予防接種ストレス関連反応への対応につきましては、医療機関等での接種の際に特別な対応は行っておりませんが、接種時には、医師及び看護師が、体調等に問題がないことを確認した上でワクチン接種を行っております。また接種後は一定時間、心身ともに異常がないことを確認しております。さらに、ワクチン接種に対する不安等がある方から、接種前や接種後にお問い合わせいただいた場合は、かかりつけ医や東京都の相談センターをご案内しております。
- 4 幼稚園、保育施設等におきましては、従前から、幼児や児童が新型コロナワクチンの接種を受ける、又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、国からの通知を各施設に送付し、周知を図ってまいりました。

相談窓口といたしましては、ワクチンの接種に限らず、差別やいじめなどの相談は、日頃から各施設で対応していることや、保育課窓口でも、保護者からのご相談を承り、関係機関と連携を図っていることから、新たに相談窓口を設置することは考えておりません。

5 小児接種の対象者への接種券の送付につきましては、対象者が5歳を迎える時や小児の追加接種開始時等、新たに接種の対象者となる時期に合わせて接種券を送付しております。今後も、ご本人や保護者が接種するか否かを自ら判断することを促し、同調圧力などを防ぐことができるよう、引き続き市ホームページや接種券同封チラシ等において丁寧な周知に努めてまいります。



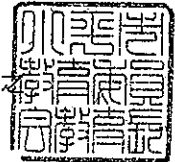
平教教指収第933号

令和4年10月6日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会

教育長 古川 正



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 4 市立小・中学校におきましては、従前から、いかなる理由があっても、差別やいじめはあってはならないことを児童・生徒に指導しております。ワクチンの接種状況によって差別やいじめなどが起きることのないようにすることについては、国や東京都からの通知を小・中学校に送付して周知を図っており、今後も引き続き、児童・生徒に指導してまいります。また、保護者に対しましては、学校だよりや学校ホームページ等を通じて周知しております。

相談窓口の設置でございますが、ワクチン接種に限らず、日頃から差別やいじめなどの相談については、各校において学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が窓口となって相談に対応しております。また、市の教育相談室においても相談に応じており、必要に応じて関係機関と連携を図る体制を整えていることから、市教育委員会として新たに相談窓口を設置する考えはございませんが、東京都教育委員会が、いじめをはじめ、児童・生徒の悩みやトラブルに関する電話やSNSによる相談窓口を設けており、様々な相談窓口があることを各学校を通じて定期的に児童・生徒及び保護者に周知しております。